

鳥獣保護区の管理に関する記述の主な論点

1. 基本指針における主な記述箇所

- 現行基本指針の記述では、Ⅰ 第五 P18 に、総論的な記述がある。また、Ⅲ 第二 P30 に、鳥獣保護管理事業計画に記載する都道府県が指定する鳥獣保護区の整備等に関する事項、Ⅲ 第七 P65 に鳥獣保護区等に関する調査について言及がある。

2. 主な記述の論点

以下の論点について、基本指針の記述の方向性を検討する。

- 生息環境の管理について
現行の基本指針において、Ⅲ 第七 2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査において「鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。」と記述している。しかし、その調査結果を鳥獣保護区の保護に関する指針や保全事業の実施等鳥獣保護区の管理に活用することについての記述がないことから、生息環境等の調査と鳥獣保護区の管理が繋がっていない。鳥獣保護区の環境等の調査と鳥獣保護区の管理や保全事業がつながるような記述とする。
- 鳥獣保護区の調査について
鳥獣保護区の状況に合わせて、鳥獣の生息状況や鳥獣を取り巻く環境調査等必要な調査を行うこととし、特別な技術が不用な調査は、安全性を配慮しながら地域住民や鳥獣の保護に関心のある方達に協力してもらうなど、低コストな調査方法の検討について記述する。